



県 章

# 滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）  
7 月 31 日  
第 738 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| ○ 規 則                                         |   |
| ※滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課） | 1 |
| ○ 公 告                                         |   |
| 大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）                     | 4 |
| 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告（農政課） | 6 |
| 落札者決定の公告（防災危機管理局、管理課）                         | 7 |
| ○ 県 税 事 務 所 公 告                               |   |
| ゴルフ場利用税特別徴収義務者証票無効公告（中部）                      | 7 |
| ○ 公 安 委 員 会 規 則                               |   |
| ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）                | 8 |
| ○ 正 誤                                         |   |
| 令和 8 年 6 月 2 日付け号外(2)監査結果の公表公告中               | 9 |
| 令和 8 年 7 月 14 日付け号外(2)中                       | 9 |

## 規 則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第56号

### 滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則（昭和37年滋賀県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号（表）中

|   |              |       |   |
|---|--------------|-------|---|
| 「 | 以上のように診断します。 | 年 月 日 | を |
|   | 精神保健指定医氏名    |       |   |
|   | 署名           |       |   |

|   |              |       |   |
|---|--------------|-------|---|
| 「 | 以上のように診断します。 | 年 月 日 | に |
|   | 精神保健指定医氏名    |       |   |
|   |              |       |   |

改め、同様式（裏）中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とする。

別記様式第 8 号（表）中

|   |                          |    |   |
|---|--------------------------|----|---|
| 「 | 措置症状の消退を認め<br>た精神保健指定医氏名 | 署名 | を |
|---|--------------------------|----|---|

|                      |  |
|----------------------|--|
| 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名 |  |
|----------------------|--|

に

改め、同様式(裏)中2の項を削り、3の項を2の項とする。

別記様式第9号(表)中

|                    |    |
|--------------------|----|
| 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 | 署名 |
|--------------------|----|

を

|                    |  |
|--------------------|--|
| 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 |  |
|--------------------|--|

に

改め、同様式(裏)中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とする。

別記様式第10号(表)中

|                 |    |
|-----------------|----|
| 入院を必要と認めた特定医師氏名 | 署名 |
|-----------------|----|

を

|               |    |      |                    |
|---------------|----|------|--------------------|
| 確認した精神保健指定医氏名 | 署名 | 診察日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |
|---------------|----|------|--------------------|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 入院を必要と認めた特定医師氏名 |  |
|-----------------|--|

に

|               |  |      |                    |
|---------------|--|------|--------------------|
| 確認した精神保健指定医氏名 |  | 診察日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |
|---------------|--|------|--------------------|

改め、同様式(裏)中7の項および8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項から12の項までを2項ずつ繰り上げる。

別記様式第10号の2(表)中

|                     |    |
|---------------------|----|
| 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名 | 署名 |
|---------------------|----|

を

|                     |  |
|---------------------|--|
| 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名 |  |
|---------------------|--|

に

改め、同様式(裏)中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から11の項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第12号(表)中

|                    |    |
|--------------------|----|
| 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 | 署名 |
|--------------------|----|

を

|                    |  |
|--------------------|--|
| 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 |  |
|--------------------|--|

に

改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

## 記載上の留意事項

☐内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。

別記様式第13号（表）中

|                          |    |      |                    |
|--------------------------|----|------|--------------------|
| 入院を必要と認めた<br>特 定 医 師 氏 名 | 署名 |      |                    |
| 確 認 し た<br>精神保健指定医氏名     | 署名 | 診察日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |

を

|                          |  |      |                    |
|--------------------------|--|------|--------------------|
| 入院を必要と認めた<br>特 定 医 師 氏 名 |  |      |                    |
| 確 認 し た<br>精神保健指定医氏名     |  | 診察日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |

に

改め、同様式（裏）中6の項および7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とする。

別記様式第14号（表）中

|                      |    |
|----------------------|----|
| 診 察 し た<br>精神保健指定医氏名 | 署名 |
|----------------------|----|

を

|                      |  |
|----------------------|--|
| 診 察 し た<br>精神保健指定医氏名 |  |
|----------------------|--|

に

改め、同様式（裏）中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

別記様式第15号（表）中

|           |    |
|-----------|----|
| 診断した主治医氏名 | 署名 |
|-----------|----|

を

|           |  |
|-----------|--|
| 診断した主治医氏名 |  |
|-----------|--|

に

改め、同様式（裏）中6の項を削り、7の項を6の項とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年7月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジョーシン西大津店 大津市際川四丁目365番1ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 代表取締役 金谷隆平
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 代表取締役 金谷隆平
  - (2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 J o s h i n 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋徹也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 J o s h i n 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋徹也

3 変更年月日 アについては令和 7 年 6 月 24 日ほか、イについては令和 7 年 6 月 24 日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和 8 年 7 月 13 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3-1

(2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 11 月 30 日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジョーシン彦根店 彦根市高宮町字遊行塚横田 1613-3 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 金谷隆平

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 金谷隆平

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 J o s h i n 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋徹也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 J o s h i n 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋徹也

3 変更年月日 アについては令和 7 年 6 月 24 日ほか、イについては令和 7 年 6 月 24 日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和 8 年 7 月 13 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 11 月 30 日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジョーシン水口店 甲賀市水口町北脇字中切440番ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 金谷隆平

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 金谷隆平

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 J o s h i n 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋徹也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 J o s h i n 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋徹也

3 変更年月日 アについては令和 7 年 6 月 24 日ほか、イについては令和 7 年 6 月 24 日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和 8 年 7 月 13 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 11 月 30 日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

#### 所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

(1) 所在および地番 甲賀市甲南町寺庄字傍示本323番

(2) 地目 田

(3) 面積 2,238㎡

(4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、近年耕作がされておらず、遊休農地となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、申請農地を耕作予定者に貸し付け、耕作予定者が遊休農地の解消作業（草刈り等）を行い、野菜の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、甲賀市の地域計画の区域外農地の遊休農地であるが、耕作予定者が遊休農地の解消作業を行い、その後、野菜等の耕作を行うこととしており、農地の貸付けに当たっては、甲賀市が担い手への農地の集積・集約化に資するとして農用地利用集積等促進計画案を作成するものであることから、農地中間管理事業規程 3-1 および所有者等不明農地の取扱要領第 3 の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和 9 年 1 月 1 日
  - (2) 存続期間 5 年
  - (3) 借賃に相当する補償金の額 10 円
- 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 14 日（金）
  - (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077－528－3815
  - (3) 記載事項
    - ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
    - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
    - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
    - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
    - オ 意見の趣旨およびその理由
    - カ その他参考となるべき事項

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 水循環型シャワー設備 16 台
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県知事公室防災危機管理局 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 6 月 25 日（木）
- 4 落札者の氏名および住所 ソフトバンク株式会社 代表取締役 宮川潤一 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額 122, 283, 040 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 8 年 5 月 15 日（金）

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県新財務会計システム構築・運用保守業務委託事業一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 6 月 9 日（火）
- 4 落札者の氏名および住所 日本電気株式会社京都支店 京都支店長 神紀子 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8
- 5 落札金額 1, 483, 636, 000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 8 年 4 月 7 日（火）

県 税 事 務 所 公 告

ゴルフ場利用税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおりゴルフ場利用税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があつたので、亡失の日以後は無効とする。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県中部県税事務所長 奥 村 隆 弘

|                    |                       |                |             |
|--------------------|-----------------------|----------------|-------------|
| 特別徴収義務者<br>証 票 番 号 | 特別徴収義務者住所             | 特別徴収義務者氏名      | 亡失年月日       |
| 第87号               | 東京都千代田区飯田橋三丁目 9 番 7 号 | ダイワロイアルゴルフ株式会社 | 令和 8. 7. 17 |

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

滋賀県公安委員会委員長   上   田   健   一   郎

滋賀県公安委員会規則第17号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「車両は」の右に「、道路標識等により表示するもののほか」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 道路標識等による交通規制（最高速度の交通規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の 2 に規定する本線車道を除く。）またはこれに接する加速車線もしくは減速車線にあつては令第27条第 1 項第 1 号に掲げる自動車の区分に応じ同号に定める速度を超えるもの、その他の道路にあつては令第11条各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度を超えるものに限る。次号において同じ。）および駐車可の交通規制を除く。）の対象から除く車両   警衛列自動車

第 7 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 最高速度の交通規制の対象から除く車両   専ら交通の取締りに従事する自動車

第 7 条第 2 項中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に、「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に、「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に改め、同項第 2 号中「第 1 項第 4 号イ」を「第 1 項第 5 号イ」に改め、同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に、「同項第 4 号ア」を「同項第 5 号ア」に改め、同条第 5 項中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に、「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に改め、同項第 3 号中「第 1 項第 4 号イ」を「第 1 項第 5 号イ」に改め、同条第 6 項から第 9 項までの規定中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に、「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に改める。

別表第 2 中

|                         |                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 甲賀市道野川杉谷線（甲賀市道 40052号線） | 甲賀市甲南町野川字田中230番 8 地先から甲賀市甲南町柑子字松ヶ本2013 番 1 地先まで |
|-------------------------|-------------------------------------------------|

を

|                         |                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 甲賀市道野川杉谷線（甲賀市道 40052号線） | 甲賀市甲南町野川字田中230番 8 地先から甲賀市甲南町柑子字松ヶ本2013 番 1 地先まで |
| 野洲市道野洲川左岸線（野洲市 道200号線）  | 守山市立入町485番 1 地先から野洲市野洲1215番 1 地先まで              |

に、

|                          |                                      |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 湖南市道高松町107号線（湖南 市道165号線） | 湖南市高松町 5 番地 2 地先から湖南市高松町 4 番地 3 地先まで |
|--------------------------|--------------------------------------|

を

|                          |                                      |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 湖南市道高松町107号線（湖南 市道165号線） | 湖南市高松町 5 番地 2 地先から湖南市高松町 4 番地 3 地先まで |
| 湖南市道夏見岩根線（湖南市道 439号線）    | 湖南市夏見583番地先から湖南市夏見2151番地先まで          |
| 湖南市道円満堂 1 号線（湖南市 道615号線） | 湖南市夏見2151番地先から湖南市夏見2144番地先まで         |
| 湖南市道円満堂 3 号線（湖南市 道617号線） | 湖南市夏見2131番地先から湖南市夏見2131番地先まで         |

に

改める。

付 則  
この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

正 誤

令和 8 年 6 月 2 日付け号外<sup>(2)</sup>監査結果の公表公告中

| ページ | 行 | 誤            | 正            |
|-----|---|--------------|--------------|
| 19  | 3 | 平成19年10月 4 日 | 平成19年 3 月28日 |

令和 8 年 7 月14日付け号外<sup>(2)</sup>中

| ページ | 行 | 誤     | 正     |
|-----|---|-------|-------|
| 1   | — | 号外(1) | 号外(2) |
| 2   | — | 号外(1) | 号外(2) |

